

入院医療費に関するお知らせ

平成21年7月1日より「**入院医療費**」の計算方法が変わりました。

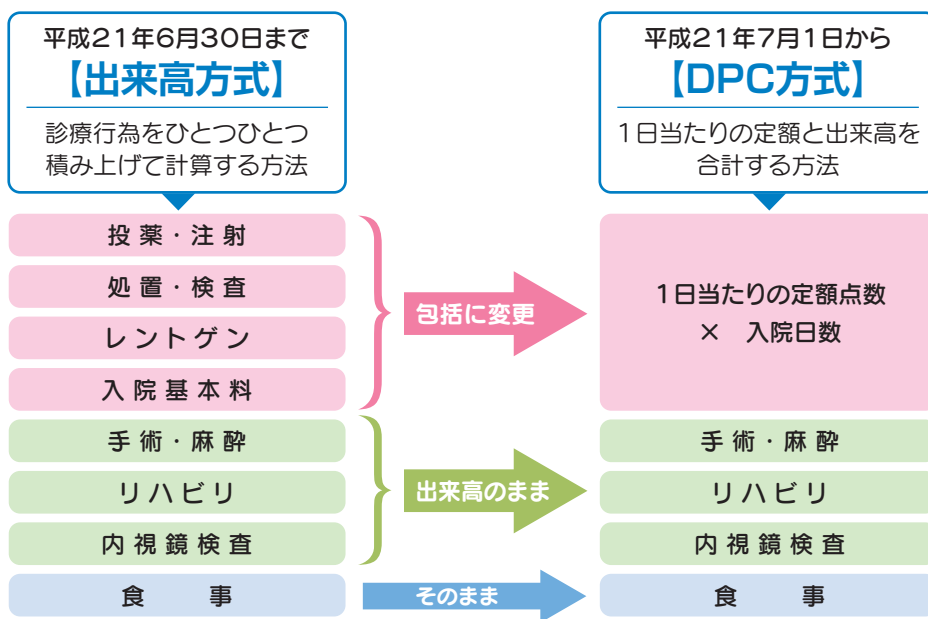
DPC対象病院のお知らせ

当院は、厚生労働省からの指定を受け、平成21年7月1日からDPC対象病院となりました。これに伴い、入院費の計算方法がこれまでの「出来高方式」から「診断群分類別包括評価（DPC）方式」と呼ばれる新しい計算方式へと変わりましたので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

DPCとは **D**iagnosis(診断) **P**rocedure(処置・手技) **C**ombination(組み合わせ) の略

従来の診療行為ごとに積算して診療費を計算する「出来高方式」とは異なり、入院患者様の病名、症状、治療内容をもとに厚生労働省が定めた診断群分類ごとに1日当たりの定額料金からなる包括評価部分（投薬、注射、検査、画像診断、入院料等）と、出来高評価部分（手術・麻酔・リハビリ・指導料等）を組み合わせで計算する新しい方式です。

DPCは、医療の質の標準化を目指すものであり、単に計算方式の改革だけでなく、良質な医療、効率的、効果的な医療、医療の透明化等を図るために実施されるものです。



DPCの対象となる方

平成21年7月1日以降に**2階病棟、3階病棟**に入院される**患者様が対象**になります。

なお、平成21年6月30日以前に入院された患者様で、7月以降も引き続き入院される場合は、7月と8月分はこれまでの出来高方式で計算され、9月の医療費からDPC方式で計算されます。

入院診療費のご請求について

これまで、月2回の定期請求を行っていましたが、このたびの計算方式の変更に伴い、**月1回（月末締め翌月10日頃のご請求）**に変更させていただきます。

ご不明な点がございましたら、総合受付、または医療福祉相談コーナーまでお問い合わせください。

病院長

DPCに関するQ&A

Q. なぜ、入院医療費の計算方式が変わるのですか？

A. 政府の意向である「医療費の標準化」を目指した新しい医療費の計算方法が「診断群分類包括評価制度（DPC）」です。この制度は、平成15年度から、大学病院や国立病院など高度先端医療を行っている特定機能病院を対象に実施されていましたが、その後一定の基準を満たす急性期の病院についても押し進められました。
当院でも平成19年度より、厚生労働省へ事前調査協力し、一定の基準を満たしたことにより平成21年7月よりDPC請求を開始することになりました。

Q. DPCという計算方式により医療費はこれまでどのように変わるのでしたか？

A. 従来の「出来高方式」では、診療を行った検査や注射、投薬などの量に応じて医療費が計算されていましたが、この新たな医療費の計算方式では、病名や手術、処置等の内容に応じた1日当りの定額（包括）医療費を基本として全体の医療費の計算を行います。1日当りの定額の医療費は、診断群分類(1,572分類)と呼ばれる分類ごとに入院日数に応じて定められています。
なお、手術・リハビリなどの医師の専門的な技術料については、これまで通り出来高方式で医療費が計算され、入院にかかる医療費は、定額分（包括分）と出来高分とを合わせたものとなります。

Q. すべての入院患者がこの制度の対象となりますか？

A. 患者様の病名や治療の内容に応じて分類されたDPC(診断群分類:1,572分類)のいずれかに患者様の病気が該当すると主治医が判断した場合に対象となります。
ご病気がこの診断群分類のいずれにも該当しない場合には、これまで通り出来高払いの計算方法となります。
また、以下の場合も従来通り出来高払いとなります。

- ①自賠責保険・労災・公災保険を使用される方
- ②自費診療の方
- ③入院後24時間以内に亡くなられた方
- ④治験に参加されている方
- ⑤DPC対象外の病棟に入院される方（当院の場合は、4、5階病棟が対象外となります。）

Q. 入院医療費の一部負担金額はどう変わりますか？

A. 一部負担金の割合は、従来と変わりありません。患者様をご加入されている保険の負担割合に応じて一部負担金をお支払いいただきます。
ただし、入院後、病状の経過や治療の内容によって診断群分類（病名）が変更になった場合には、請求額が変動することとなるため、月ごとの定期請求や退院時に前月までのお支払額と差額の調整を行うことがあります。

（次のページもご覧ください）

Q. 今までの出来高計算とDPCによる計算では、一部負担金はどちらが高くなりますか？

A. DPCでは、病名と入院日数によって医療費が決まりますので、どちらが高くなるかは一概に言えません。

Q. 長期の入院になった場合でも、1日当りの定額（包括）医療費は同じですか？

A. 厚生労働省より定められた1日当りの定額（包括）医療費は、それぞれ診断群分類（病名）別に3段階に区分されており、入院が長くなるほど1日当りの定額（包括）医療費は逓減します。
また、入院が長期になった場合には、診断群分類ごとに定められた入院日数を超えると従来の出来高計算になります。

Q. 複数の病気を治療したり、転科したりした場合はどうなりますか？

A. DPCでは、患者様の入院期間を通して「最も医療資源を投入した病名」が1日当りの医療費を決定します。よって、複数の病気を治療したり、転科したりした場合でも、その中から医師が1回の入院で「最も医療資源を投入した傷病名」を1つ選んで決定することになります。

Q. 転棟した場合はどうなりますか？

A. 当院は、2階、および3階病棟がDPC対象病棟となります。従って、2階、および3階病棟から4階（亜急性期・障害者施設等）、および5階（障害者施設等）へ転棟した場合は、転棟した日より、出来高方式での計算になります。また、その逆の場合は、転棟した日よりDPC方式での計算になります。なお、2階、および3階病棟間での転棟は、DPC方式のままです。

Q. 6月30日以前から入院している場合の計算は、どうなりますか？

A. 7月1日以降に入院される患者様が対象になります。7月以降も引き続き入院される場合は、7月と8月分はこれまでの出来高方式で計算され、9月の医療費からDPC方式で計算されます。

Q. 食事の料金もこの料金に含まれますか？

A. 食事の代金は、従来通りの金額を別に負担していただくことになります。

Q. 入院診療費の請求はどのような扱いになるのですか？

A. 患者様への請求は、従来の月2回の定期請求（15日・月末締め）および退院時から月1回の定期請求（月末締め）および退院時へと変わります。

Q. 早く退院させられる事はありませんか？

A. 入院・退院の判断は主治医が医学上の判断に基づいて行いますので入院治療の必要があるにも関わらず早く退院をお願いすることはありません。

ご不明な点がございましたら、総合受付、または医療福祉相談コーナーまでお問合せください。